

Title	英国の銀行準備金問題 (其二完)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.5 (1910. 5) ,p.531(27)- 548(44)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100515-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

26 heisst Nutzbarmachung des Bodens, der Schätze, der Flora, der Fauna und vor allem der Menschen zu Gunsten der wirtschaft der kolonisierenden nation, und diese ist dafür mit der Gegengabe ihrer höheren Kultur, ihrer sittlichen Begriffe, ihrer besseren methoden verpflichtet.

(Norddeutsche allgemeine Eclairung. May. 18. 1908.)

流石は獨逸皇帝の眼識に適ひ銀行頭取より一躍殖民大臣を贏ち得たる人だけありて僅々數言の間に殖民の意義目的理想を遺憾なく述べ去りたるは感ず可し、殖民地の土地、草木、禽獸、財寶——就中其住民を本國民の經濟的利用の爲めに利用し同時に本國民は其進歩せる文物制度殊に其道德的感念を以て土民を誘導啓發し彼等をして文明の徳澤に浴せしむる之れ殖民の眞意義なり、韓國若くは南滿地方に於て徒らに權勢威福を張り然も賤業婦に戯れて、土民の間に輕蔑を招きつゝある我殖民地の大官諸公但しは韓人若くは支那人を鞭撻虐待して自ら喜ぶ我殖民人は果して殖民の眞意義を解するや否や。

英國の銀行準備金問題 (其二完)

堀江 歸一

四

英國に於て金準備増加問題を生じたる由來以上の如く、又此問題に對する各種金融機關の關係以上の如くなりとすれば、金準備増加の方法として、世間に傳唱せらるゝもの如何も大凡を推測に難からず。試に順次之を列記すれば、大略左の如しとす。

- (a) 英蘭銀行の保證準備制限を減縮すること。
- (b) 政府が保管する預金に準備金を備へしむること。
- (c) 英蘭銀行に第二準備金を保有せしむること。
- (d) 市中銀行をして營業報告を發表せしむること。
- (e) 英蘭銀行に於ける市中銀行預金殘高を公表せしむること。

27 以上五策の内、或は英蘭銀行に關係するものあり、政府に關係するものあり、市中銀行に關係するものあり。蓋し是等三者を外にして、金準備増加問題解決の衝に

當るものを求む可からざる以上は、以上の方案の案出せらるゝも亦已むを得ざる所なり。上記の順序に依て、各種方案を評論するに、英蘭銀行の保證準備制限は今日千八百四十五萬磅にして、内千一百一萬五千百磅は政府貸出金を代表し、七百四十三萬四千九百磅は、他證券の所有高なり。今、保證準備縮少を行はんとするには、此政府貸出金を國庫より英蘭銀行に返還するを以て、捷徑とす可く、英國に於て英蘭銀行より從來其發行せる紙幣の供給を受くるの必要あること確實なる以上は斯く保證準備發行の紙幣の收縮するだけ正貨準備發行の紙幣は増加し、全體の發行高に對する正貨準備の割合を鞏固ならしむるを得べし。然れども他の方面より考ふるに、此方策に對しては、斯る簡單なる解決を下す能はず。政府が英蘭銀行に借入金全部又は一部を返還するものとして、所要の資金は何れの方面より之を得るや。公債の發行は即ち其方法に當るものなれども、英國現時の信用程度を以てするときには、現在英蘭銀行の借入金に對して支拂ふよりは高率の利子を付するに非ざれば、公債發行の目的を達する能はず、兩種利子歩合の差違は國庫の負擔に歸す可きのみならず、本來今日政府が英蘭銀行に無手数料を以て國庫金の取扱を

命ずるは保證準備紙幣發行の特典に關聯するものなれば斯く一方の制限を縮少するときには、國庫金取扱に對しても亦酬ゆる所なかる可からざる道理にして、此點より更に國家の負擔を増加するに至る可く、更に政府が從來保證準備の特典に對して、賦課せる定額税金年額二十萬磅の負擔を減ずるが如きことあらんか、國庫に及ぼす損害益々大なる可し。英國財政の現状に於て、斯る國庫負擔の増加を豫期し、國家自ら準備金問題の解決に當らんとするが如き、實際に解す可からざると共に、事の成功亦期し難しとす可きなり。

保證準備制限縮少説が實行的價值に乏しきこと斯の如くなるが、此際一の注意を要するは、諸外國に於ては保證準備制限擴張の説常に盛にして、銀行條例改正の際には殆ど此擴張を見ざることなきの有様なるに、獨り英國に於て此擴張説なく、却て縮少説に接するの事實是れなり。現に昨年七月倫敦商業會議所の組織したる銀行準備金問題調査委員會も亦決議の一條項として、保證準備縮少の説を主張したるに徴すれば、此説たる決して輕々に看過するを得ず。本來金準備増加の問題と「事變通貨」(Emergency Currency)の問題と如何なる關係ありや、茲に之を論述せざ

れども、英國に於ては論者往々にして此二問題を混淆し、金準備を増加すれば、事變に臨んで通貨の供給を増加し、金融上に便宜を興ふるを得べしと斷定するものゝ如し。然らば此斷定に一步を進め、事變の發生し、又其繼續する間を限り、金準備増加の如何に拘はらず、臨時通貨を發行せしむるの説を生ずるも亦敢て異とするに足らず。制限外發行の方法は即ち此論點より支持せらるゝものなるが、英國に於て斯る議論に接すること極めて少なきは何故なりや。是れ全く英國に預金銀行の制度發達し、市中銀行は預金を通じて小切手取引を行ひ、小切手取引に依て資金の融通に資するが爲めに外ならず。ウヰザース氏が此點に就て説く所最も要領を得、同書各章を通じて最も稱賛を博するに値するの觀あり。即ち左の如し。

英國に於て資金を供給する權能あるは、英國の制度が他國に比類なき自由と伸縮力を有するに基く。英國に於ては銀行業者の資金は單に小切手振出の權利にして、一般に銀行は取引先に貸付を爲して、此權利を賦與し、此權利を得たる者は小切手を振出して、之を自己の債權者に交付し、債權者は之を他の銀行に對する支拂に供するが故に、一銀行の貸付は自ら他銀行の預金と爲る可し。而して

斯る銀行が資金を増加するに就ての制限は、銀行が適當と認めたる有價證券にして未だ擔保に供せられざるものゝ多寡並に銀行が債務と現金との間に維持するを正當なりとする關係に外ならざるが故に、若しも銀行にして不謹慎ならんには、上記の制度は其極點に趨くに至る可し。又普通の銀行に於ける資金缺乏すれば、取引先は英蘭銀行に赴く可く、同銀行は其貸付金は一方に其預金と爲るが故に、自由に貸出を爲す可く、唯現金と債務との間に於ける關係に就て獨自の斷案を下すのみ。

斯る伸縮自在の作用は他の諸國に於て之を見る能はず。米國の國立銀行は債務に對して二割五分の現金を準備とせざる可からざるが故に、信用の膨張は債務を惹起すの故を以て、法律に依て制限せざるを得ず。佛蘭西に於ては、佛蘭西銀行の紙幣發行高は法律に依て制限を蒙り、信用の便宜も亦佛蘭西特有の注意と危険に對する恐怖とに依て制限せらる。獨逸に於ては伸縮の自由は理論上完全に存在するものゝ如く、隨て紙幣發行法に就て英獨兩國の制度を比較する者は英國が獨逸に學ぶ所あらんことを希望するの傾あり。如何にも此點に於

ては獨逸は英國よりも大なる自由を有すと云ふを得べく、英國が一定の限度に紙幣發行高の達したるときには、同額の金貨を所有せざる限り、此以上に紙幣を發行する能はざるに反し、獨逸に於ては五分の稅付にて一定の保證準備制限以上紙幣を發行するを得べし。此點より見るときは、獨逸の制度は伸縮自由なるが如くなれども、此自由たる、金利が高率に上りたるときに、始めて得らるゝものなるに反し、英國制度の伸縮自在は何時に於ても存在して渝る所なし。蓋し英國に於ける通貨の供給は紙幣の多寡如何に依らず、小切手を振出す社會の權能に依り、而して此權能には何等法律上の制限を存せず、唯銀行の慎重と擔保に供せられざる有價證券の高とに依て定まる可ければなり。H. Withers the Meaning of Money. pp. 93-95

英國に於て保證準備制限問題に就て、他國と全然趣の異なる議論の行はる理由亦明なりとす可し。制限外發行法に依て、事變通貨を供せんとするは、一國の金融市場が尙ほ中央銀行の紙幣發行權に依頼し、金融市場に於て發行銀行の權能獨り盛にして、市中預金銀行の勢力之に伴はざる場合に生ずるの事相なるのみ。我

國民たるもの、此點に於て深く顧みる所なかる可からざるなり。

五

政府が保管する預金に對して、準備金を備へしむるの説も近時世間殊に一部の市中銀行業者に依て唱出せらるゝ所なり。蓋し國家が通貨の安全、紙幣の兌換能力を支持するの責任と義務とを負ふ可きは明白なるが、此外に國家は自ら銀行業者たるの點に於て、相當の責任なかる可からず。即ち今日英國政府は郵便貯金の業を經營し、公衆の資金を吸收すること二億磅を下らず、之に對して、國家は今日公衆が銀行に向つて預金準備に就て要求しつゝあると同額の準備金を備へ置くものに非ず。故に銀行は預金吸收の點に關して、常に國家と相競争するの地位に居り、此關係より高歩の預金利子を維持せざる可からざるに至る、又一朝戰爭勞働者の紛議、食料品原料品の不着等國家に非常の事變起り、爲めに郵便貯金に對して不時の取付を生じたる場合に、國家は之に應ずるの準備ありや。此危機に際して國家が處する唯一の道はコンソール公債を市場に賣却し、其代金を以て、英國銀行に就て正貨兌換を請求し、斯くて支拂を了するのみなれども、斯る際はコンソール公債

34
の賣却にも、英蘭銀行に對する兌換請求にも、共に不適當の時と云はざるを得ず。國家が多額の流動公債を有し、然も其特色たる要求拂の債務たる性質を有し、之に對して何等準備する所なきが如きは、萬一の事變に臨んで甚だ危険なるのみならず、此種債務に對して準備金を置かざるの結果、銀行準備金問題の解決に先だちて、政府保管の預金準備金に就て、何等改むる所なかる可からざるの道理なり。ウヰルザース氏が郵便貯金に關する問題を以て、銀行準備金問題と關係なしとしたるは、妄斷の譏を免かれず、少なくとも郵便貯金に取付を生じたる場合に、更に銀行準備金に如何なる影響を及ぼすやを考察せざりしは、事の全豹を盡したりと云ふ可からざるなり。H. Withers *The Meaning of Money*. pp. 292-73 參照。

第二準備金存置の説は既にゴッセン氏の提案して、世評を糺したる所に係り、之に對する大方の批評はアンドレアード氏の「英蘭銀行史」に於て其委曲を盡したり。茲に再言するを要せずと雖も、試に之に對する世論を窺ふに、第二準備金の存置に就て、第一の難問は第二準備金の多寡如何に在り。之を有効のものたらしめんとするには、過少ならしむ可からず。蓋し第二準備金が効果を現はすは、非常事

變の際にして、普通の取引は此準備金に依頼せずして行はる可く、又斯の如くにして、始めて第二準備金を存置の目的に副はしむるを得るなり。又第二準備金をして過大ならしめんか、銀行は自ら之に依頼し、或は本來の準備金を薄弱ならしむるやも亦知る可からず。合衆國に於て準備市所在の國立銀行が法律上二割五分の準備金を存置するの義務を負ふの結果、取引に伸縮の自在を缺き、金融市場に不良の影響を及ぼすに至れるは、著明の事實なり。故に英國に於ては、飽くまでも在來の如く各銀行自ら適當安全なりと信ずる程度に於て準備金を存置する制度を繼續するを以て可なりとす。而して斯る準備金の内より一部を割いて之を特別の目的に充つるとするも、此分割の爲めに、各銀行營業上の自由を妨害するが如きことなきを期せざる可からず。又第二準備金存置の後に於ても、英蘭銀行は其存置前に於けると同じく、公共の利害に對して慎重なる注意を加へざる可からず。蓋し現時の單一準備金制度の下に於ては、此根底を鞏固ならしめずして、獨り第二準備金たる枝葉の事に熱中するは、本末顛倒の感なきを得ざればなり。

第二準備金存置の説は斯の如く補助物と認めらるゝに止まり、一般に重要視せ

らるゝに至らず。フェリックス・シュスター氏は曾て第二準備金の方案を工風し、各銀行をして前年度平均に基き、當座勘定に屬する債務に對し、定率の金額を醸出せしめ、假に諸銀行當座勘定を四億磅とし、之に對する二分を醸出せしむれば、假に八百萬磅の第二準備金を得るの案を立てたるが、世間の顧みる所と爲らざりしが如し。Our Gold Reserves. By sir Felix Schuster. Journal of the Institute of Bankers. Part I. Vol. XXVIII. pp. 19-20

六

以上金準備増加に就て國家又は英蘭銀行の爲す可きもの、外に、市中銀行は此點に於て如何なる事を爲す可きか。銀行準備金率法定説の如きは、到底英國に行はる可きものに非ず。市中銀行をして其所有する準備金を増加せしむるには、所謂公示 (publicity) の原則に據り、各銀行をして或る程度まで頻繁迅速に營業報告を世間に發表せしむるを以て最良の方策とす。蓋し斯の如くすれば、銀行は其營業状態の好良鞏固なることを世間に示して、以て公衆の信用を博する爲めに、勉めて正貨又は紙幣の形態にて所有する準備金を増加するか、又は英蘭銀行に於け

る預金殘高を増加するに至る可ければなり。

元來英國の銀行は銀行として世間公衆に營業状態を告知するの義務を負ふことなし。然も今日進んで此義務を負ふ銀行の存するは何故なりや。其由來を考ふるに、千八百九十一年一月時の大藏大臣ゴッセン氏はリージ商業會議所に臨席し、前年の恐慌に於ける實驗より英國銀行の準備金寡少なるを認め、例へば千八百七十九年十一大銀行の債務は一億二千六百萬磅、之に對する手元現金并に英蘭銀行への預金は千六百二十萬磅なりしに、千八百八十九年には前者は一億七千萬磅に増加したるに、後者は僅に千七百五十萬磅に増加したるに止まり、債務に對する準備金の割合は此期間一割二分九厘より一割三厘に減少したるの事實を指摘し、銀行が恐慌に際して、英蘭銀行の助力のみに依頼するは、危険の甚だしきものにして、銀行自ら其地位を鞏固ならしむるの一策として、從來の如く一年一回又は二回に營業上の報告を發表するに止めず、更に頻繁に之を發表す可き旨を勸奨したり。(Goschen-Essays and Addresses on Economic Questions. p. 105. H.) 爾來倫敦市中銀行の或るものは此勸告に従ひ、毎月一回月末を期して、營業上の報告即ち月末某日に

於ける貸借對照表を發表するに至れり。思ふにゴツシェン氏の意見にては、斯く銀行が營業報告を發表する爲めに、營業狀態を世間に明にし、殊に準備金の多寡を公にするときは、其多額なるものは公衆の信用を博すると同時に、其少額なるものは公衆の信用を失ふの結果、銀行は自然準備金の増加に意を致すに至る可しとしたり。然れども此營業報告を爲したるものは倫敦手形交換所に屬する組合銀行十七の中にて僅に十二に止まり、地方銀行に至ては全然之を行はず。或は是等少數の銀行と雖も、誠實に營業報告を發表すれば、尙ほ可なれども、聊か誠實を缺くの趣を生じたり。即ち營業報告の發表に伴ひ、實際に生じ來れる結果を見るに、銀行は平生準備金増加を謀らず、唯月末營業報告を調製する際に臨んで、貸出を回収して、手元現金を増加し、報告を發表するや、直に貸出を増加して、手元現金を減縮する方法を取るに至れり。倫敦に於て之を名づけて銀行の店頭裝飾(Shop-dow Dressing)と云ひ、此店頭裝飾の行はる、月末に臨んで特に金融の繁忙を告ぐる事情を考ふるときは、其實際の意義如何を解するに難からず。果して斯の如くなれば、營業報告の發表も亦準備金増加の一策として、大に依頼するに足らざるの感

なきを得ず。然れども今日店頭裝飾の行はる、餘地あるは、畢竟報告を發表する時期が一箇月一回に止まるの結果にして、之を一箇月二回とし、又毎週一回とするときは、自然斯る餘地なからしむるを得べし。是れ店頭裝飾法防遏の方策たるものなるが、更に其有力なるものは、或る一日に於ける手元現金高を擧ぐると同時に前後の報告發表期間に於ける手元現金平均高を擧ぐるとの一事なり。斯の如くすれば、假令店頭裝飾法に依り、報告調製に臨んで、或る一日の現金高を増加するも、平均高少なくて、店頭裝飾を行ひたる事實歴然たるに至り、却て銀行の信用を傷くるに至る可き道理なり。倫敦ウエストミンスター銀行の頭取エドワード、グリフトン、ブラウン氏は千九百七年上半年の總會に於ける報告演說中、銀行の店頭裝飾を論じ、英蘭銀行に於ける當座勘定殘高の一日平均或は一週間平均高を基礎とする月報を公にするに異議なきと同時に、現在の月報をして銀行普通の狀態を示す眞實の微標たらしむるには、之に或る改正を施すを必要なりとし、報告中に於ける種々の項目の金額が變動するは、銀行の如き大規模の事業を満足に行ふに當て已むを得ず、唯報告調製の際に於ける金額が最低額なるは、銀行並に株主に對して

のみ正當なるを以て、斯る事なきを期せざる可からざると同時に、他の時期に於ても準備金が常に満足なる状態に居ることを謀らざる可からずと云へり。銀行が店頭裝飾の如き小策に依頼す可からざる所以を説明したるものと云ふ可きなり。近時銀行自身の發意に依り、營業報告の形式に重要なる改正を加へたるものを倫敦カウンチー銀行なりとす。即ち同銀行は千九百八年二月以來毎月末營業報告を調製するに當り、手元現金の項に活弧を設け、活弧内に毎日の平均在高を掲記することゝしたり。而して之に依て同銀行が店頭裝飾法を行ふこと最も少なきの事實は實際に證明せられたり。即ち千九百八年一月末日に於ける現金は六百六十九萬八千二十三磅なる一方に、毎日の平均は六百六十九萬六千五百五十六磅にして、双方の差最も少なく、又千九百七年十二月末貸借對照表に於ては、此項目は七百六十六萬二千九百四十四磅に居れり。今や店頭裝飾防遏に關する好箇の先例は有力なる一銀行に依て、世間に示されたりと云ふ可く、他の諸銀行が之を模範として、日の現金在高を公示するに至らんか、銀行準備金問題の解決に資する所少なからざるは勿論なりとす。而して更に一步を進めて、營業上の報告を詳密にし、例へば

積立金の項目に於ては、之を放下せる有價證券の評價額を掲げ、現金の項に於ては、銀行に現存する高並に英蘭銀行への預金と當座貸付に供したる資金とを區別し、放資の項目に於ては、有價證券の種類を細別すると共に、各證券の評價を示し、割引手形の項目に於ては、期限三箇月以内のもの、三箇月以上に渉るものとを區別する等一瞥して銀行營業の状態を知得せしむる便を供ふるに至らば、益々公示主義の効果を明にするを得べきなり。思ふに公示主義に依て銀行營業の状態を鞏固ならしむるの所説は敢て今日に始まれるものに非ず、前記ゴッシエン氏の演説既に其一端を示せるものと見る可きのみならず、更に千八百九十八年インヂアナポリス貨幣問題調査報告書中にも、公示主義に就て左の如き説明あるを見る。

銀行をして健全なる營業法を取らしむる有力なる手段は頻繁に報告を公示して營業の狀況を明ならしむるに在り。此報告に於ては、銀行の計算に於ける重要なる項目の異動を示さざる可からず。此事たる、銀行營業の性質並に現狀を知悉するに最も必要にして報告の完全なるに隨ひ、營業の性質自ら明なるを以て、不當の營業に對する保證は自ら大なるを得べし。且つ銀行の狀況は一日の

取引に依て、大に面目を異にするを以て、報告は頻繁に公示するの必要あり。Report of the Monetary Commission of the Indianapolis Convention. pp. 332-34.

最後に金準備増加問題解決の一法は英蘭銀行營業部に於ける民間預金中私人に屬するものと、銀行に屬するものとを分割掲記するの一事なり。蓋し倫敦市中銀行が準備金と云ふは、多年の慣例上手元現金の外に、當座貸付並に英蘭銀行に於ける當座預金を包括するものにして、而して英蘭銀行は斯く吸收したる預金をも普通の資金と同じく、營業上に供用するが故に、假に市中銀行が準備金を増加したりとするも、英蘭銀行に於ける當座預金の形態の下に増加したるものならんには、此増加は現下の準備金増加問題を解決するに足らず。之を解決するの資に充てしめんとするには、市中銀行の現實に所有する手元現金を増加せしむるの必要を生ず。千八百七十七年まで英蘭銀行は民間預金中、銀行の當座勘定に係るものを分割掲記したるが故に市中銀行の準備金幾何が英蘭銀行の預金と爲り、隨て同銀行の營業上に供用せらるゝやを知るを得たれども、同年以後此點に就て何等知得する能はず。若しも千八百七十七年以前の事例に復して、雙方の區分を公にせ

んか、世人は之に依て金融市場一般の趨勢を察し、又市中銀行自身の準備金たる預金が如何なる程度まで、如何なる方法に運用せらるゝやを知るを得べし。唯此計畫に對する一の反對は英蘭銀行が或る一日に於ける市中銀行預金殘高を發表する爲めに、其増減に依て市場に種々の臆測、浮説を生ぜしむることなきや否や、又或る時期に於て英蘭銀行の準備金が同銀行に於ける市中銀行の當座殘高以下に減少したる場合に、英蘭銀行の信用に就て世間に疑懼の念を懷かしむることなきや否や、問題に上る所なれども、斯の如きは畢竟或る一日の數字を掲ぐればこそ起るものにして、既往に溯り、或る期間の平均數字を參酌して、總ての懸念を一掃し得べきなり。

之を要するに英國に於て金準備増加を必要とするの説起り、其論議の盛なる恰も千八百四十四年の銀行特許條例制定の當時に比較して異ならざるの觀あり。而して其方案として主張せらるゝものを見るに、一として奇激極端に流るゝを認めず。主として公示主義を擴張普及し、銀行各自の自發に依て準備金増加の必要を覺知し、以て之を行はしめんとす。彼の英蘭銀行の保證準備制限外發行を認め

44
ず寧ろ保證準備を縮少せんとするが如き、他國の事例より類推するとき、聊か異様の感想を生ぜざるに非ずと雖も、是れ英國に於て預金銀行の營業繁盛に赴き、小切手取引の普及するが爲めのみ。政て他あるに非ざるなり。千八百四十四年の銀行特許條例に就ては、今日に至るまで尙ほ非難の聲を絶たずと雖も、之に依て英國銀行紙幣の兌換を安全にしたるの効果は之を蔽ふ可からず。而して市中銀行は紙幣發行の特典を喪失し、發行權を運用して營業資金を得る能はざるに至るや、預金の吸収に勉めて、預金銀行たるの地歩を鞏固にし、近年諸銀行の合併増資に依り、各銀行が責任を感ずるの念漸く深きを加へ、準備金増加の方針に向はんとするの際之に關する幾多の方案提唱せらるゝに至れり。英國の銀行制度が最も堅實に序を逐うて改良の實を擧げ來るは、是等事實の明に證する所と云ふを得べきなり。

社會的勢力としての慾望を論ず

田中 一 貞

社會學の範圍に關しては議論區々として一定せずと雖も、苟も社會學が一の科學として成立せんとせば、兎に角社會の現象を最も能く説明し、其間に行はるゝ最も普遍なる理法を探究せざるべからず、スペンサーは社會を機械的に説明して、其進化的見地よりして社會的生活を論じ、たれども彼は只自然界と社會との間の比喩的類似を示したるのみにして、社會的事實を説明するに直に宇宙一般の大法を以てしたるは吾人の首肯し能はざる所なり。ギデングス氏はスペンサー氏の如く進化論的説明を社會に加ふる事を避けて之を同種意識よりし、大に主觀的傾向を示したれども、彼は他の一面に於て社會の客觀的説明を許し、社會は一面に於て心理的發展なれども、他の方面に於ては宇宙勢力の發現なり (Social evolution is but

a phase of cosmic evolution Principles of Sociology. p. 363) と説き、國家の發達、人口の移動、宗

教科學教育の運動等は皆所謂最少抵抗の方向に於するものなりと主張し、又宗教